

## 電子マネー・仮想通貨等の非現金をめぐる

## 会計処理と税務Q&amp;A

## 【第5回】

## 「ポストペイ方式の電子マネーにより経費決済を行った場合の税務」

公認会計士・税理士 八代 醒 和也

Q

ポストペイ方式の電子マネーを使用して経費決済を行った場合の税務上の留意点について教えてください。

A

[前回](#)はポストペイ方式の電子マネーを使用した経費決済に係る会計処理について解説を行ったが、続いて今回は、同様のケースにおける税務上の取扱いがテーマである。

なお、ポストペイ方式の電子マネーによる経費決済に関して、消費税に関する特有の論点はないことから、今回は法人課税を中心に、税務上の論点となりそうなポイントを解説していく。

## 1 法人税の取扱い

### (1) 通常の経費決済のケース

ポストペイ方式といっても、その本質はクレジットであるということは前回述べたとおりである。したがって、法人でもクレジットカードの利用が広く普及した今日においては、通常の経費決済の場面で問題となるべき事項はそれほど多くはないのではないかと思う。

すなわち、【第3回】でも述べたとおり、法人の損金の額に算入すべき金額とは「当該事業年度の販売及び一般管理費」で「債務の確定」したものであり、また、債務の確定は通常の場合、物品の引渡し・役務提供の完了時点であると考えられることから、税務上の損金算入のタイミングは会計上の費用認識のタイミングと一致することになる。

このことを、前回の設例を用いて図示すると以下のようになる。

#### 【通常の物品購入】

##### ◆ポストペイ方式電子マネーの利用時(物品購入時点)

(借方)消耗品費 10,000円 (貸方)未払金 10,000円

⇒ 税務においても上記の費用処理がそのまま認められる。

##### ◆ポストペイ方式電子マネーの代金支払時

(借方)未払金 50,000円 (貸方)現金預金 50,000円

### (2) インターネット注文による決済のケース

今日においては、販売者のウェブサイト上で商品を購入したり、Amazon や楽天が運営するオンライン通販を利用する場面が増えており、法人においてもこれらのサービスを利用して物品を購入するケースが増加している。またその際には、ポストペイ方式の電子マネーを利用して決済を行うことも多いと思われる。

そこで以下では、こういったウェブサイトを利用した物品購入において、電子マネー決済を行った際に生じる特有の留意点について説明する。

ウェブサイト上での物品購入時にポストペイ方式の電子マネーを利用した場合、通常の物品購入時とは異なり、注文時に決済が行われ、決済と納品との間に時間的なズレが生じることになるが、税務上の損金算入及び会計上の費用認識が行われるのはいつだろうか。

前述のとおり、法人税法において経費が損金に算入されるのは通常、物品の引渡し・役務提供の完了時点であり、当然ながらオンラインによる物品購入取引にも妥当する。したがってオンライン上で発注・決済を行っただけでは、法人税法上、その時点で債務が確定しているとは認められないことが一般的であると考えられる。また、発生主義を前提とした企業の会計の立場からも同様に、ウェブサイトにおける発注段階で費用を認識させることは通常はしない。

上記を図示すると以下ようになる(説明の便宜上、勘定科目及び金額は前回の設例と同様にしている)

#### 【ウェブサイトにおける物品購入】

##### ◆発注時(ポストペイ方式電子マネー決済時)

(仕訳は発生しない)

##### ◆納品時

(借方)消耗品費 10,000円 (貸方)未払金 10,000円

⇒ 損金が発生するタイミングも同じ。

##### ◆ポストペイ方式電子マネーの代金支払時

(借方)未払金 50,000円 (貸方)現金預金 50,000円

当然のことではあるが、例えば電子マネーのサービス提供者が発行する利用実績データ等を利用して仕訳データを作成しているような場合、実務上、決済日を取引発生日として仕訳起票を行っているケースも多いと考えられる。

事務処理上の便宜からこうした日次処理・月次処理として経費計上を行っている場合には、決算処理上、期末日において発注済・未納品のまま経費計上された取引を何らかの方法で把握・集計し、経費から除外する調整が必要になる。

### (3) 支払金額の減免

[前回](#)も述べたとおり、ポストペイ方式の電子マネーでは利用実績に応じて支払金額の減免が受けられるケースがある。この点に関し、法人税法上の取扱いを説明する。

当該減免はその性質上、いわゆる値引取引と同様のものと考えられることができる。また、販売者との仕入割戻し契約に基づくものではなく、通常は、[法人税基本通達2-5-4](#)の(1)に定める「算定基準が購入価額又は購入数量によっており、かつ、その算定基準が契約その他の方法により明示されている仕入割戻し」に類するようなものではないと考えられることから、利用代金の減免の通知を受けた事業年度において収益計上することになると考えられる。

— 参 考 —

#### 法人税基本通達2-5-4(仕入割戻の計上時期)

購入した棚卸資産に係る仕入割戻しの金額の計上の時期は、次の区分に応じ、次に掲げる事業年度とする。

- (1) その算定基準が購入価額又は購入数量によっており、かつ、その算定基準が契約その他の方法により明示されている仕入割戻し 購入した日の属する事業年度
- (2) (1)に該当しない仕入割戻し その仕入割戻しの金額の通知を受けた日の属する事業年度

## 2 消費税の取扱い

上記のとおり、ポストペイ方式の電子マネーを利用した経費決済の場面において、消費税法上、特段留意すべきポイントはない。基本的には次のとおり、法人税法における費用が認識されるタイミングで、課税取引を認識することになる(勘定科目、金額は前回の設例による)。

### 【通常の物品購入】

#### ◆ポストペイ方式電子マネーの利用時(物品購入時点)

(借方)消耗品費 10,000円 (貸方)未払金 10,000円

⇒ 税務においても上記の費用処理がそのまま認められる。

⇒ 消費税法上、この段階で課税取引が発生する。

#### ◆ポストペイ方式電子マネーの代金支払時

(借方)未払金 50,000円 (貸方)現金預金 50,000円

## 3 電子取引を行った場合の取引情報の保存方法について

[【第3回】](#)で解説したプリペイド方式の電子マネーの場合と同様、販売者から領収書等の取引関連の書類を入手できない場合、電子帳簿保存法10条に基づき、取引情報を電磁的記録として保存することになるものと考えられる(詳細は[【第3回】](#)を参照)。

(了)